

学校いじめ防止基本方針（富士川第一小学校）

2022.5.24 改訂

1 基本方針の策定の目的

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どこでも、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは、心身ともに傷付いています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。学校は、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供し、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいきます。

いじめが発見された場合には、第一にいじめられた児童、あるいは保護者の思いを受け止め、寄り添う事が大切です。そして、深刻な事態にならないよう、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導・支援など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認し、速やかに対応していくことが求められています。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要です。

学校は、一人一人の児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

上記の定義より「嫌がらせや無視、陰口」であっても、被害が発生している場合があることを認識する。

3 学校いじめ防止対策等組織

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめは絶対に許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組んでいきます。

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、学級担任、PTA会長
＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：いじめ防止対策委員＋PTA副会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、富士警察署サポートセンター、青少年相談所、子ども家庭課、学校運営協議会、児童相談所、学校教育課指導主事等

4 いじめ防止等のための学校の取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組みます。そのために、教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築き、児童の居場所をつくとともに、学校教育活動全体を通じて、児童がいじめに向かわない態度や能力をはぐくんでいきます。

① 児童一人一人が認め合い、高め合う授業

学校生活の大半を占める授業において、児童が「学ぶ楽しさ」を実感できる授業づくりを行います。また、付けたい力を明確にした「分かる授業」を目指します。

② 児童の主体的活動の場の設定

縦割り・ペア学年の活動を充実させ、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組を行います。

- ・縦割り遊び…年6回
- ・あいさつ活動…児童会が中心に、全校児童が自主的に参加する活動を目指す
- ・愛校活動

③ 児童の居場所づくり

人権教育をとおして、生命尊重の精神や人権感覚をはぐくみ、いじめは「相手の人権を踏み にじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させていきます。

- ・Q-U(5年生)または人間関係づくりプログラム等(全学年)の実施
- ・学校生活アンケートの実施
- ・「くん、さん」付けで名前を呼ぶことの徹底

④ 児童を見守る教職員集団づくり

児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めていきます。また、いじめの理解、早期発見・早期対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に実施し、教職員の共通理解を図ります。

⑤ 保護者と地域への働きかけ

P T A理事会やP T A総会、学校運営協議会、懇談会等において、アンケート結果等によるいじめの実態や指導方針を提供し、情報交換や協議ができる場をつくります。

⑥ SNS・ネットいじめへの取組

情報社会における正しい判断や相手を思いやる心を育てます。また、安全に生活するための危険回避の理解や健康面を意識させるための、情報モラル教育を進めていきます。

- ・自分や友達、教師、学校について、個人が特定される情報や画像を載せない指導
- ・人を傷付けるような内容を安易に書き込まない指導
- ・便利になればなるほど、危険に遭遇する機会も増えることの指導
- ・昼夜逆転やネット依存などにならない、健全な生活を維持することの指導

※専門家による講座を教育課程に位置付ける。

(2) いじめの早期発見

「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、児童のわずかな変化や違和感に気付くよう努め、見過ごしたり見逃したりせず、「その日のうちに対応」を心掛けていきます。

① アンケートの実施

- a 年3回以上の学校生活アンケート（児童対象・保護者対象）実施
- b 実施後集計し、集計結果を基に委員会で対策を検討
- c 保管については、
 - ・小学校卒業後3年間、重大問題は5年間
 - ・児童在学中のアンケートや記録は、全て原本保存
 - ・児童卒業後、重大なものは、対象児童が所属していた学級のものすべて保存
 - ・心配な内容については、週案や記録簿のコピーを保存
 - ・程度が軽いものについては、PDFでCDやDVDにラベリングをして保存

② 学級担任による教育相談の実施

- a 年2回以上実施

③ 教職員間の情報交換

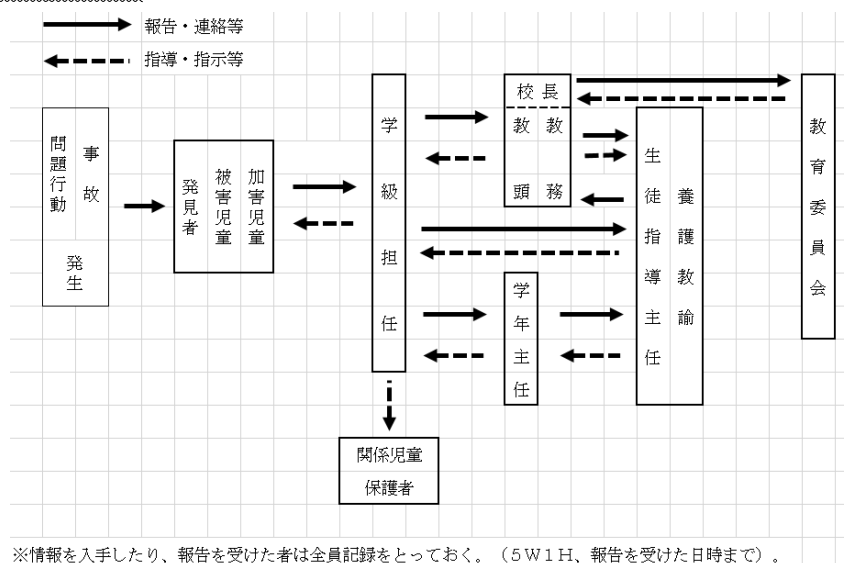
- a こまめな不断の情報交換（特に、学年間の情報交換を重視）
- b 職員会議や打合せでの子どもの情報交換
- c 保健室や事務室、支援員からの情報提供とその共有
- d 子どもからの情報の活用（生活カードの日記等）
- e 児童を語る会（年3回実施）による、支援が必要な子への個別の対応確認
- f 日々の観察の情報交換（登下校の様子、休み時間等の児童の様子）

④ 保護者からの訴えに係る窓口の一本化による状況把握と周知

- a 教頭を窓口とした、いじめの正確な状況把握
- b 全教職員への報告と周知

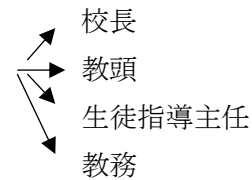
(3) いじめの早期対応

いじめと疑われる行為を把握した場合、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様に、迅速かつ丁寧な対応を行っていきます。（3か月は最低でも時間をかけて見守ります。）



- ① いじめに関する相談等を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、委員会を開き、対応を協議する。

- a 報告のルートを守り、情報や状況を直ちに報告する。
- ・現状目撃者等の情報受信者 → 担任、当該学年主任等
- b 「生徒指導に関する情報共有カード」を作成する
- c 指導・支援体制を組む。（事実確認のための役割分担）
- d 子どもへの指導を行う。（被害児童・加害児童・周辺児童への聞き取り）
- e 該当児童保護者への連絡



③ いじめられた児童への配慮・支援

- a つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- b いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急に
ならず気持ちにより添って話を聞く。
- c 具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- d いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
- e 自分の保護者や加害児童に対する働き掛けについて、意思を尊重して進める。

④ いじめた児童への指導

- a いじめを行っている時の気持ちなどについて話をする。
- b 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- c グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取りをする。
- d いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
- e いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受
容的に聞く。
- f きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- g 長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

⑤ 周囲の児童への指導

- a はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということ
を理解させる。
- b いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手
立てを指導する。

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって解消したと判断することはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも2つの要因（①いじめにかかる行為が止んでいること②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと）が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

① いじめにかかる行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3カ月を目安）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心

身の苦痛を感じていないことが認められること。その際、被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

(5) 重大事態への対処

① 調査

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委、または警察の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に丁寧に説明する。

② 各対応

a 児童対応

- ・臨時全校集会等の開催（担当：生徒指導主任）
- ・周辺児童への対応（学年・教務）
- ・被害児童への対応（学年主任・担任・養護教諭）
- ・加害児童への対応（学年・担任・生徒指導主任）

b 保護者対応

- ・臨時保護者会の開催（教頭・教務・学年主任・担任）
- ・該当児童保護者への対応（校長・教頭・学年主任）

令和4年度 いじめ防止対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議、生徒指導部会、職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・指導内容の重点・目指す姿の確認 ・構成員の確認・生徒指導部会の役割分担 ・年間計画の確認 ・いじめの未然防止に向けた取組、早期発見・早期対応についての教職員研修 ・始業式において、児童に向けた生徒指導の話 ・PTA総会で、いじめについての学校側の姿勢を表明
5	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回児童を語る会において、いじめ認知についての共通理解ミニ研修 ・個別面談（保護者）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校生活アンケート（児童・保護者向け） ・教育相談（児童）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U（5年生） ・教育相談（児童） ・第2回児童を語る会において、いじめの未然防止対策に関するミニ研修
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する職員研修、いじめの事例研修①
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する職員研修、いじめの事例研修② ・個別面談（保護者）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校生活アンケート（児童・保護者向け） ・教育相談（児童）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（児童）
12	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回児童を語る会において、いじめの未然防止対策に関するミニ研修
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校生活アンケート（児童・保護者向け） ・教育相談（児童）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（児童）
その他	<p>（隔月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会及び職員会議において、各学年の状況報告と指導経過や今後の方針について確認 ・たてわり活動（異学年交流） <p>（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年部会において、学級の様子・児童間の関係の情報共有と今後の方針について確認（適宜） ・人間関係づくりプログラム、グループエンカウンター、グループワークトレーニング等の実施

いじめ防止対策組織

〔校内いじめ防止対策会議の構成〕

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、PTA会長
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

〔いじめ防止対策の企画・運営〕

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部会）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部会）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主任）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長）（教頭）

〔教育相談〕

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・（教務主任）（生徒指導主任）
 - 1年・・・・・・・・・・・・（学年主任） 2年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 3年・・・・・・・・・・・・（学年主任） 4年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 5年・・・・・・・・・・・・（学年主任） 6年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・（養護教諭）（生徒指導主任）
- ・スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとの連携・・・（教頭）

〔児童・保護者・地域との連携〕

- ・児童会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（特活主任）
- ・PTA本部会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・防犯ボランティアとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）（教務主任）

〔関係機関との連携〕

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・学警連担当）
- ・教育委員会、子ども家庭課、児童相談所との連携・・・（校長）（教頭）（生徒指導主任）